

④確定申告を希望される方

確定申告について

年末調整対象となられた場合、**他社で年末調整を行われる方以外は原則アデコで年末調整を行わなければなりません。**（税務署指導によるご案内となります）

ご自身で確定申告をご希望の場合、**アデコがお支払いした給与情報のみで年末調整処理を行った後、翌年1月11日以降にMyPageから令和3年源泉徴収票をダウンロードの上、確定申告の手続きをお願いします。**

※簡単年調で申告される際、**社会保険・住宅・前職源泉の項目すべて「登録しない」を選択、登録を完了させてください。**

還付金が生じた際は令和4年1月14日（金）に給与とは別にお振込みします。

! 上記を踏まえた上で**やむを得ず確定申告をのみの申告を希望される方は簡単年調事前メールアドレス登録をしないでください。**

11月9日（火）に送付される書面申告「年末調整のご案内」の中から「令和4年扶養控除等申告書」のみに必要事項を記入し、【確定申告希望】とメモを添付の上**11月24日（水）必着**で返送をお願いします。



▼事前メールアドレス登録をされた方

簡単年調システムには**ログインしないでください。**簡単年調システムに一度でもログインされると、**何も申告・登録していない場合でも年末調整計算が行われます。**

▼簡単年調システムにログインされた方

簡単年調システムにログインしたことをMyPageお問い合わせフォームよりご連絡ください。生成されたデータを削除します。

事前メールアドレスを登録された方・簡単年調にログインされデータ削除依頼をされた方で、**来年1月以降給与のお支払いがある場合は後日「令和4年扶養控除等申告書」web申告案内メールを配信**します。

期日までに申告されない場合は1月以降の給与にかかる所得税は高い税率（乙区分）で徴収となります。また高く徴収された所得税につきましてはその年の年末調整または翌年の確定申告での相殺となります。